

米子市監査委員告示第6号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

第1 請求の受付

1 請求人 (省略)

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

令和8年1月16日付け日本海新聞朝刊に、米子市及び米子市議会は、自民党赤沢氏の支援広告に賛意を示し、連名で広告を掲載した。衆議院選挙公示の直前であり、特定の政党、特定の候補を支援する広告に協賛し、支出するのは税金の不正支出の可能性が濃厚である。

また、本広告費用（16,500円）は折半され米子市の予算・議会の予算（＝税金）としているようだが、支払をしないでいただきたい。

(2) 事実証明書（題目等のみ）

- ・日本海新聞（令和8年1月16日朝刊）の写し
- ・「1月16日日本海新聞赤沢亮正氏の広告記事の件（問合）」に対する回答について（令和8年1月23日総務部秘書広報課作成）の写し
- ・1月16日日本海新聞赤沢亮正氏の広告記事の件について（回答）（令和8年1月23日議会事務局作成）の写し

3 請求書の受付日

令和8年1月29日

4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定める所定の請求要件の形式を備えているものと認めることとして、令和8年2月10日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の期間

令和8年2月10日から同年3月19日まで

2 監査対象事項

本件請求に基づき、米子市長が株式会社新日本海新聞社に対して行った広告の掲載（以下「本件広告の掲載」という。）に伴う料金の支払（以下「本件支出」という。）が違法又は不当な公金の支出であると認められるかについて、監査対象とする。

なお、請求人が請求の要旨で「衆議院選挙公示の直前」、「特定の政党、特定の候補を支援」と記載しているが、広告の掲載時期が衆議院選挙公示の直前に当たることを予想することができたか否か、特定の政党、特定の候補を支援していると言えるか否か及び米子市議会（市議会議長）が判断した内容は、法第242条第1項に規定される監査委員が判断する事項ではないため、監査の対象とはしなかった。

3 監査の対象部局（関係職員）

総務部秘書広報課
議会事務局

4 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠として資料の提出はなかった。

(2) 陳述の聴取

令和8年2月27日に請求人の陳述を聴取した。

法第242条第8項の規定に基づき、請求人の陳述の聴取に関係職員を立ち会わせた。

5 関係職員の証拠の提出及び陳述の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、米子市長に弁明書及び証拠書類の提出を求めた。

(1) 証拠の提出

令和8年2月18日付けで米子市長から弁明書及び証拠書類が提出された。

(2) 陳述の聴取

令和8年2月27日に総務部秘書広報課長の陳述を聴取した。

法第242条第8項の規定に基づき、関係職員の陳述の聴取に請求人を立ち会わせた。

第3 暫定的停止勧告について

本件支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があると認められなかったため、法第242条第4項に規定された要件を満たしていないと判断し、暫定的停止勧告を実施しなかった。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

請求書に添付された事実証明書、関係職員から提出された資料、公表資料を調査した結果、次のとおり事実を認定した。

ア 令和8年1月16日付けの日本海新聞に本件広告の掲載があった。内容は「自民党赤沢氏の支援広告」ではなく、「衆議院議員赤沢亮正氏経済産業相就任祝賀特集の記事」に対するものであった。

イ 米子市では従来から、政党にかかわらず地元選出国會議員の当選や要職への就任に際し、地元新聞社から広告掲載の依頼があれば、その都度内容を判断し、儀礼的に広告を掲載している。

本件広告の掲載については、地域課題の解決に向けた期待を込め、公的立場から祝意を示す目的で米子市として広告掲載を行ったものである。

ウ 本件広告の掲載について、総務部秘書広報課及び議会事務局は、令和7年12月5日に株式会社新日本海新聞社から依頼を受け、同月10日に広告掲載の申込みを行った。

エ 令和8年1月16日付けの日本海新聞に本件広告の掲載が行われたことから、これを検収し、同月31日付けで株式会社新日本海新聞社から送付された請求書をもって支出命令を行った。

(2) 監査委員の判断

住民監査請求は、法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

また、住民監査請求の対象となる行為について、「法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」と判示されている（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決）。

そこで、本件支出が違法又は不当な公金の支出であると認められるかについて、以下検討する。

本件支出は、総務部秘書広報課及び議会事務局が令和7年12月5日に株式会社新日本海新聞社から本件広告の掲載についての依頼を受け、これに対し広告掲載の申込みを行うこととしたため、それに伴い支出負担行為を行っている。

その後、令和8年1月16日付けの日本海新聞に本件広告の掲載が行われたことから、これを検収し、同月31日付けで株式会社新日本海新聞社から送付された請求書をもって支出命令を行っている。

これらは米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）にのっとり適正に処理されており、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件請求は、理由がないものとして棄却することとした。